

ニューズレター九条科学者

編集・発行/九条科学者の会事務局

No. 9 2011.9.21

The Newsletter of the Scientists for the Article Nine

憲法違反の前原発言に強く抗議し、その撤回を求める (事務局長談話)

民主党の前原誠司政調会長(元外相)は、9月8日にワシントンで行った講演で、国連平和維持活動(PKO)で自衛隊とともに活動する外国軍隊が攻撃を受けた時は自衛隊が反撃できるようにするため、(紛争当事者からの)中立的立場の厳守等を定めた「PKO参加5原則」を見直すことや、“米国その他の国々との安全保障協力の深化にもつながる”として、原則全ての武器・武器技術の輸出を禁ずる「武器輸出3原則」も見直すことなどを求める発言を行った。

このような発言は、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」ことを定めた日本国憲法に明白に違反するものである。日本国憲法第9条を擁護し、その世界的拡大を願う私たちは、政権与党である民主党の要職にある前原氏のこの発言に強く抗議し、その撤回を求める。

2011年9月9日

九条の会」のアピールを広げる科学者・研究者の会
九条科学者の会事務局長 本田浩邦



九条科学者の会 2011 交流集会

対談 「おおいに語る 沖縄・日米安保・憲法九条」

伊波洋一氏 (前沖縄県知事選候補・前宜野湾市長)

小澤隆一氏 (東京慈恵会医科大学教授・憲法学)



オープニングアクト

館野公一氏 (シンガーソングライター) 原発を歌う



10月23日(日)13:00 明治大学リビティタワー1011 教室

入場無料

会場アクセス: JR 中央線 総武線 御茶ノ水駅 / 東京メトロ丸ノ内線 千代田線新御茶ノ水駅 / 都営地下鉄三田線 新宿線、東京メトロ半蔵門線 神保町駅 下車徒歩

論説 「つくる会」系教科書と憲法改悪の策動

石山 久男 (憲法会議代表幹事)

来年度から使用される中学教科書として、「新しい歴史教科書をつくる会」系の社会科歴史と公民教科書が各2冊（従来の扶桑社版を継いだ育鵬社版と09年から新規参入した自由社版）、文科省の検定に合格し、各地域・学校での採択が確定した。両社とも、歴史では日本国憲法の原点であるはずの侵略戦争と天皇制への反省をないがしろにする。公民では日本国憲法を敵視し、基本的人権の尊重ではなく人権が国家によって制限されるのが当然と教える。自衛隊と日米安保体制を平和の守り手として無条件に賛美し、あげくのはてに憲法改悪の必要を教えこむという憲法違反の教科書である。その採択を許さない運動が各地で展開され、2005年以来扶桑社版歴史を採択してきた杉並区で、ついに「つくる会」系を不採択にする快挙を成し遂げた。また自由社版はほぼ全滅させることができた。

しかし育鵬社版は、東京、神奈川、埼玉、栃木、大阪、広島、山口、島根、香川、愛媛の市町村立11採択地区（全582採択地区中の1.9%）と都県立中学および特別支援学校、私立学校をあわせて、歴史が約350校、約45,000冊、公民が約360校、約48,000冊が採択された。その結果、歴史の採択率は、現在の扶桑社・自由社をあわせた1.7%から3.7%程度に、公民は0.4%から4.1%程度に伸びた。伸びたとはいっても採択地区で見ると98%の地域では不採択となっており、冊数でも採算ラインには到底とどかない少数にとどめた。

だが、なぜこれだけ伸びたのかについては、今後のためにも分析しておく必要がある。

第一は、いままで多少なりとも批判的報道を行ってきたマスコミが、今回はほとんど報道せず、危

険な教科書が出ていること自体が多くの国民に知らされない状況におかれたことである。いま大連立から改憲へ導く大きな政治の流れにマスコミがとりこまれたことのあらわれでもあるだろう。こうした状況をうちやぶるために、パンフレットの普及や新聞意見広告などにもとりくんだが、力がおよばなかった。

第二に、改憲推進の自民党と日本会議が、「つくる会」系教科書採択運動の前面に出てきた。自民党は昨年末以来4回にわたって各県連への文書を発し、「今夏の教科書採択は死活的に重要」「このままでは新・教育基本法は死文化する」と訴えている。その結果、各地方議会での決議などが一定程度進むとともに、首長や教育長、教育委員と結んで水面下で教育委員の多数派工作が行われた。その動きを察知できなかったところも多く、予想外の育鵬社版採択となった地域がいくつかある。

沖縄県八重山地区はいろいろな意味で典型的である。新防衛大綱で自衛隊の南西諸島配備の強化が企てられているが、その最前線が八重山である。自衛隊誘致派の石垣市長、与那国町長が任命した教育長がいる八重山地区で、育鵬社公民の安保・自衛隊賛美論を子どもたちから浸透させ自衛隊の支持基盤を強めることをねらって、彼らは力を集中したのではないか。そのために採択手続きや委員の人選を勝手に変えるなどの無理無法を重ね、採択地区協議会で育鵬社公民の採択を決め、押し通そうとした。

しかし教科書を各地域で選ぶ意味は、地域の課題、住民の願いに根ざした教育を進めるところにある。地元紙『琉球新報』は、採択の最終盤で八重山住民の世論調査を行った。八重山地域の課題

として経済活性化、子育て支援と福祉をあげた人が72%、社会科教科書で大切にしてほしいのは平和教育と基本的人権が73%と出た。そして育鵬社採択に反対が61%。最後の教育委員協会の会議が開かれる日の前日、『琉球新報』は6割「つくる会」系反対を大見出しにした1面トップから5頁にわたって世論調査結果を報道し、地域住民の

願いがどこにあるかをみごとに示してくれた。こうして育鵬社採択は撤回された。

地域住民の願いに根ざす教育のために教科書を選ぶのだということを、市民のなかに広く明らかにしたことの意義は大きい。全国がここから学ぶべきではないか。

論説 大阪府教育基本条例(案)の問題点

教育現場に「不当な支配」をもたらす危険性

大前 治(弁護士・大阪弁護士9条の会)

教育に反映されるべき「民意」とは？

教育基本条例案には長大な「前文」があり、ここでは「教育に民意が十分に反映されてこなかった」、「これからは政治が教育に責任をもつ」と宣言しています。

たしかに、少人数学級、学校給食、校舎の耐震補強などの教育環境整備を求める「民意」は反映されるべきです。これを無視してきたのが橋下知事を含む歴代知事と与党議員です。その反省は一切ありません。この条例がいう「民意の反映」とは、選挙で選ばれた知事や府議会が教育現場に介入するという意味です。しかも、教育環境整備ではなく教育内容や教員への支配統制が狙われているのです。

「民意」を口実とした教育内容への介入は許されない

教育には政治的中立性が求められ、政治は教育内容に介入できません。政治家による教育の政治利用は許されないのです。第二次大戦時に政府が「お国のために死ぬこと」を教えた痛苦の反省から、教育基本法16条は「教育は不当な支配に服することなく行われるべき」と定めています。

ところが条例案は、以下のように知事が教育内容に直接介入できる制度を定めています。

府立高校の教育目標は知事が決める

条例案は、知事が「高等教育において府立高校が実現すべき目標」を設定すると定め、その目標を「規則」として法的効力をもたせています。

教育委員会は、「知事が設定した目標」を実現する指針を校長に示す機関になり、完全に政治の影響下におかれます。知事の定めた目標を果たさない教育委員は罷免されます。

条例が掲げる 教育の基本理念

条例案は、以下の教育理念を掲げています。

- (1) 個人の自由とともに規範意識を重んじる、個人の権利とともに義務を重んじる人材育成
 - (2) 他人への依存や責任転嫁をせず、競い合い自己の責任で道を切り拓く人材育成
 - (3) 不正を許さず、弱者を助ける勇気と思いやりを持ち、自らが受けた恩恵を社会に還元できる人材育成
 - (4) 我が国及び郷土の伝統文化を深く理解し、愛国心及び郷土を愛する心に溢れ、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する人材育成
 - (5) グローバル化のもと、常に世界の動向を注視し、激化する国際競争に迅速に対応できる、世界標準で競争力の高い人材の育成
- 権利と自由より、義務と規範意識

前記(1)は、「自由と権利」よりも「義務と規範」を重んじる規定といってよいでしょう。

しかし、卒業生が社会でまず必要とするのは権利です。労働者の権利が侵害された劣悪な職場や、消費者の安全が阻害された社会実態に直面して、自己の権利を行使して身を守る、あるいは自由を勝ち取ることこそ必要なはずです。

前記(2)は、「他人への依存や責任転嫁」を戒め、「競争と自己責任」の道を進むよう求めています。助け合い支え合うという観点は皆無です。

行政や福祉は「恩恵」か

前記(3)は、「受けた恩恵を社会に還元できる人材育成」を掲げます。しかし、教育や福祉行政を受けることは権利として保障されており、「恩恵」ではありません。行政の責務を放棄して、自己責任・競争社会を当然視する橋下知事は、行政を「恩恵」の施しと思っているようです。

愛国心、競争力、世界標準・・・

前記(4)は、「愛国心」という言葉を掲げています。2006年改正後の教育基本法が使う「我が国と郷土を愛する」という言葉と比べても、極めて直接的な「愛国心教育」の宣言です。

さらに(5)は、「世界標準で競争力の高い人材」の育成を定めています。強調性や連帯をはぐくむのではなく、「勝ち残り競争」に児童生徒を追いやる教育観が示されています。

上意下達の「学校経営」

校長には幅広い決定権が与えられ、上意下達の体制になります。教員は校長の職務命令や「経営指針」に服し、違反者は処分されます。

本来、教育とは人間的ふれあいのなかで教育育てる営みであり、教員が自主性・個性を発揮することが重要です。教師が協力しあい、悩みを語り合いながら教育実践を進める環境が不可欠です。教育の場に強制や監視統制はなじみません。

悩みを打ち明けられずに抱え込み、過重負担やストレスで精神疾患になる教員が増えています。条例案はこれに追い打ちをかけるように、他の教

員の支援を要する状況を「勤務実績不良」と位置付けて指導や警告の対象とします。これでは、教員はますます相談できず孤立していきます。

保護者、地域住民にも義務を課す

条例案は、保護者が「学校運営への主体的な参画・関与」をするよう義務付けています。校長が絶対的権限をもつ学校運営への参画であり、校長の目標達成への協力を意味します。

保護者が要望を述べる権利は保障されていません。あるのは発言の権利ではなく協力の義務です。しかも、「不当な態様で要求をしてはならない」と定められており、正当な意見を言いたくても委縮してしまいます。

地元有力者の意向による教科書推薦

条例案は、校長が保護者や地域住民からなる「学校運営協議会」を全校に必ず設置し、教員の評価や教科書の推薦を協議すると定めています。

選出基準は定められていません。恣意的に選ばれた地元有力者の影響下で、教科書推薦や人事評価がなされる危険を排除できません。過去の戦争を美化する歴史教科書の採択が問題となっていますが、各校の協議会が教科書採択をめぐる政治的対立の場になるおそれもあります。

なお法律上は、学校運営協議会は校長ではなく教育委員会が設置することになっており、しかも必ずしも設置しなくてよい任意的機関となっています(地方教育行政法47条の5)。現行法との矛盾抵触は明らかです。

学校の序列化と競争激化

大阪府の公立高校は4学区(2006年入試までは9学区)に分かれています。条例案は学区制を廃止して府下全域を通学域とします。これで学校間の偏差値による序列化と競争が一層進み、下位校に生徒が集まらなくなる可能性があります。

それを見越したように、条例案は3年連続で入学定員割れになった高校は統廃合すると決めました。しかし、学校施設は府民の財産であり、すべての学校で地元密着した充実した教育を実践で

きるよう環境整備するのが行政の責務です。意図的に競争を激化して学校統廃合に追い込むことは、教育本来の姿とかけ離れた異常な姿です。

橋下知事の教育介入に批判が

こうした条例の内容に対して、批判が広がっています。教育評論家の尾木直樹氏は、「多数派が何でも決めるといふ政治の発想は、教育にはあてはまらない」と述べています（毎日新聞8月10日夕刊）。

これまで橋下知事を支持してきた人たちからも、「教員の不祥事が多いというけど、我が子の通学校の先生は真面目で、こんな条例が必要とは思わない」などの声も出ています。

この条例は「最高規範」だというのが・・・

本条例案には、「この条例は、府の教育に関する最高規範であって、この条例に反する一切の府における条例、規則、要綱、指針等は無効である」との条項があります。

そもそも条例は、現行の憲法や法律の範囲内で、

これに適合するよう運用されなければなりません。憲法と法律に反する条例は無効なのです。

わが国の最高規範は憲法です。憲法が最高規範とされる実質的根拠は、憲法が人権保障を内容とする規範である点に求められます。これに対し本条例案は、人権保障を内容とするものではなく、むしろ教員の人権を著しく制約して管理統制に服せしめるといふものです。このような条例が最高規範とされるべき実質的根拠はありません。

問題点の多い「教育基本条例」です。大阪府で可決成立してしまうと、全国へ同様の条例が波及してしまうおそれがあります。府民の間に、この条例の問題点を広げて、撤回・廃案を目指して努力する所存です。

* * *

なお、教育基本条例への全面的批判についての、より詳しい内容は、下記のホームページにも掲載しています。

<http://osakanet.web.fc2.com/kyoikujorei2.html>

第5回 九条カフェ報告 4月24日(日)新宿ルノアール 報告

米田佐代子氏「憲法思想の源流 平塚らいてうの平和思想再考」

日本近代女性史がご専門の米田さんの講演の概要は次のとおりでした。5年前に長野県上田市に「らいてうの家」をつくって以来「平塚らいてうの会」を続けてきました。最近になって50数年前のらいてうの日記やスクラップが出てきて、その中には湯川秀樹さんが各国の核実験に反対したことやバグウォッシュ会議に参加したことを報じた新聞記事の切り抜きなど、彼女の当時の関心を伺わせる資料もありました。

今年は『靑鞆』創刊100年ですが、いまなお、らいてうが正当に評価されていないと思います。大逆事件死刑執行と同じ年に、『靑鞆』はそもそもどういう性格のものとして創刊され、どのような経緯で終焉した

のでしょうか。

『冬時代』に女流文芸の場として創刊されたといわれる同誌ですが、らいてう自身「靑鞆」は女の一騎打ちだった」と語っているように、女の自己表現自体が社会に対する挑戦だったのです。ただその方法は一人ひとり違いました。その葛藤のなかでらいてうは社会派の旗手として躍り出た伊藤野枝に運営を委ね、その結果『靑鞆』は解消したのですが、こうした経緯は知られていません。

らいてうはまた母性保護論争で与謝野晶子から「国家主義」の烙印を押されましたが、それは誤解といってもいいのです。母性の社会的保護や子どもの権利を主張した点など現代的にみても継承すべき論

点でした。また、らいてうは婦人参政権の実現をつうじてすべての戦争反対を展望しました。それは、母性をもつ女性は「生む性」すなわち母性をもつがゆえにいのちを抹殺する戦争に反対すべきであり、女性に政治的権利を保障すべき根拠はここにあるというものでした。これは「戦争放棄」(第9条)「生存権」(第25条)「権利主体としての女性」(第24条)の原型といえます。

らいてうは第二次大戦中の政治的態度、戦後の核兵器廃絶運動(『いかなる問題』)や「世界連邦」を含む国際主義などをめぐる立場などにより批判されましたが、今日から見て再評価されるべき点が多くあり、『箠』の運動が提起した課題はいまなお未解決であると思います。

討論では、現在反核運動に対する評価に変化が生まれ、らいてうに対する批判にも誤りがあったことが理解されるのではないかと、国連人権規約の中にも家族が位置づけられているが、それとらいてうらの思想との関連はどのようなものか、かつては批判の対象とされていた普遍的概念を改めて救い出す作業が必要ではないかといった質問や意見が出されました。参加者は9名(うち女性4名)でした。

憲法九条関連日誌

(2011年5月9日から9月8日)

(出典) www.asahi.com, www.nikkei.com

2011年5月9日 民主、憲法調査会を新設 会長は前原前外相
民主党の岡田克也幹事長は9日の記者会見で、党憲法調査会を新たに設置し、会長に前原誠司前外相を充てることを明らかにした。調査会設置は2007年7月以来。前原氏が代表時代の05年10月にまとめた「憲法提言」の見直し作業などを行う。岡田氏は前原氏起用について「憲法問題に見識があり、党代表も外務大臣も務めた人で適任だ」と説明した。前原氏はかつて集団的自衛権の行使を認めるための改憲を主張した経緯がある。

2011年5月12日 普天間、嘉手納基地に統合提言 米上院の有力議員ら

米上院のレビン軍事委員長(民主)とマケイン筆頭委員(共和)、ウェッブ外交委員会東アジア太平洋小委員長(民主)は11日、米軍普天間飛行場(沖縄県宜野湾市)の同県名護市辺野古への移設を断念し、米軍嘉手納基地への統合を検討するよう米国防総省に求める声明を発表した。

2011年5月18日 憲法審規程を制定 = 改憲制度整う 参院

参院は18日午前の本会議で、憲法審査会の運営手続きを定めた規程を、民主、自民、公明各党などの賛成多数で可決、制定した。共産、社民両党は反対した。衆院は2009年6月に規程を整備しており、07年5月の国民投票法の成立から4年を経て、憲法改正原案の審議から国民投票の実施までに必要な制度が全て整った。

2011年5月28日 改憲の必要性、白紙から議論 民主憲法調査会

民主党憲法調査会(前原誠司会長)は27日の会合で、改憲の必要性を含めて白紙から議論することを決めた。来年3月をめどに結論をまとめる。前原氏は改憲に積極的とされるが、護憲派も多い党内事情に配慮し、「自分の考えは言わずにまとめ役に徹する」と語った。

2011年5月31日 君が代訴訟、起立命じる職務命令「合憲」最高裁初判断

2011年6月4日 大阪府、君が代条例成立 教職員に起立斉唱義務づけ

2011年6月6日 起立命令に再度合憲判断 = 君が代訴訟、反対意見も 最高裁

2011年6月22日 普天間移設先送り 日米閣僚会合 辺野古はV字案に絞る

2011年6月29日 F35、最終組み立て日本委託も = 次期主力戦闘機選定 米ロッキート社

2011年7月4日 君が代斉唱不起立訴訟2件に「合憲」最高裁判決

2011年7月8日 ソマリア沖での海賊対策活動1年延長 菅政権が決定

2011年7月14日 君が代起立命令訴訟、また3件
合憲判決 最高裁

2011年8月1日 米空母艦載機の訓練誘致へ署名
活動 鹿児島 馬毛島

2011年8月4日 「緊急事態条項」を検討 = 来年4
月までに改憲案 自民本部

2011年8月7日 自衛隊、憲法で規定を = 鳩山前
首相

2011年8月9日 司令部要員の派遣検討 = 南スー
ダンPKOで 北沢防衛相

2011年8月9日 国連、日本にPKO派遣熱望 南
スーダンの道路整備など

2011年8月16日 米ロッキード社、次世代ステルス
F35工場を公開 = 日本に組み立てラインを

2011年8月17日 天下り先への補助金、廃止後も
形変え継続 防衛省

2011年8月27日 「つくる会」系の公民教科書を採
択せず 沖縄 竹富町

2011年9月8日 前原氏 武器使用緩和を」 PKO
見直し 他国軍も防衛

民主党の前原誠司政調会長は7日、米国・ワシントンで講演し、国連平和維持活動（PKO）で自衛隊と一緒に活動する外国部隊が攻撃を受けた場合、自衛隊が反撃できるようPKO参加5原則を見直す考えを表明した。すべての武器輸出を禁じる武器輸出三原則の見直しにも言及した。野田政権は政策決定過程で党政調の権限を拡大する方針。党の政策責任者である前原氏が見直しを表明したことで、党主導で議論が進む可能性がある。ただ、他国の部隊を守るために自衛隊が武器を使うことは、憲法9条が禁じる「海外での武力行使」や「他国の武力行使との一体化」につながりかねない。前原氏は「3・11後の日米同盟」と題したシンポジウムで基調講演。海外における自衛隊の活動について、「米国の手の回らないパズルのピースを日本や他の友好国が埋めていく」と位置づけ、「他の主要国と比較して十分な水準とは言えず、改善の余地がある」と指摘した。そのうえで、隊員の武器使用を制限したPKO参加5原則について、「自衛隊とともに行動する他国軍隊を急迫不正

な侵害から防衛できるようにする」と述べ、見直す考えを強調。「自衛権や武力行使の一体化の問題にしてしまうのでおかしな議論になってしまう」として、集団的自衛権の行使の禁止には抵触しないとの認識を示した。前原氏は武器輸出三原則の見直しについても積極姿勢を示し、武器の国際共同開発や生産に参加することが「日米同盟、米国以外の国々との安全保障協力の深化につながる」と語った。さらに外相当時の昨年末に閣議決定した防衛計画の大綱（防衛大綱）で三原則見直しが明記されなかったことを「残念だ」と振り返った。また前原氏は、中国を既存の国際ルールの変更を求める「ゲームチェンジャー」と表現。「主張するルールの特異さとその価値観の違いも大きな課題。日米が新興のゲームチェンジャーと新たな地域秩序の形成に正面から取り組むのが最優先だ」と語った。

2011年9月8日 前原氏発言、政府と連携ない = 武器三原則見直し 一川防衛相

一川保夫防衛相は8日、報道各社のインタビューで、民主党の前原誠司政調会長が武器輸出三原則の見直しの必要性に言及したことについて「政府側と何も連携は取れていない。直接、前原さんから聞いたことはない」と述べ、政府と調整した上での発言ではないと強調した。「党全体の意見として取りまとめられるか、それすら分からない」とも語った。防衛相はまた、前原氏が主張した国連平和維持活動（PKO）の武器使用基準緩和についても「厳格に対応しないと色々な面で誤解される危険性がある」と指摘。「（過去に）現地に派遣された自衛隊の意見を踏まえ、どういうルールが現場で対応しやすいのか、国民の理解が得られるのか、よく詰めた方がいい」と慎重姿勢を示した。

BOOK REVIEW

牧野邦昭 『戦時下の経済学者』
中公叢書、2010年、2100円



総力戦としてたたかわれた2つの世界大戦に対して日本の経済学者たちがどのようにコミットしたかという研究は断片的な回想を除いてあまりない。陸軍や海軍の研究会や研究機関で果たした経済学者の役割はどのようなものであったか、それは

戦後どのような遺産として引き継がれたか、著者は膨大な資料によってその大きな流れを跡づけている。

著者は、まずドイツ留学中に第一次大戦の勃発を経験した河上肇を取り上げる。著者は『贅乏物語』の奢侈廃止という河上肇の主張を、総力戦をつうじて日本を社会主義的に改造するものと位置づけ、ドイツが戦時体制に速やかに移行し、イギリスの海上封鎖を受けながらも戦争を継続することができたのは奢侈を廃止したためであるという河上の見方が、その後の『贅沢は敵だ』というスローガンや国家総動員法、新経済体制へと結びついたと指摘している。

太平洋戦争開戦前夜、陸軍省の秋丸機関への有沢広巳をはじめ、武村忠雄、宮川実、中山伊知郎、蟬山政道など学派を超えて多くの学者が参加する。海軍も同様に様々な研究会を組織し、同様に学者の結集をはかった。有沢の理論は、経済封鎖状態のもとでも民需を抑制し、軍事生産の基礎部門の力を注げば、総力戦をたたかうことは短期的には可能だが、長期的には困難であるというものであった。こうし

た多義的な分析がどのように陸軍によって利用され、あるいは握りつぶされたかを本書は詳しく追跡している。秋丸機関は英米の弱点を探り日本がその弱点をいかに突くべきかを研究したが、それはあくまで対米戦争を大前提としたものであった。戦後の座談会で当事者たちの多くがその大前提を否定もしくは知らなかったと証言している。

開戦に至る経緯については近代史研究者のあいだで盛んに新しい史実の発掘が進められているが、本書は経済学の立場からその流れに貢献した好著である。1920年代から30年代にかけて、ソヴィエトの外交政策の変化が国内の左翼知識人の軍事情勢に対する立場を大きく左右した。1939年の独ソ不可侵条約以降の近衛内閣や革新官僚に対する対応、開戦阻止のための戦術変化のとの経緯をさらに掘り下げてもらいたいとの読後感をもった。経済学を専攻する人はぜひ読んでいただきたい。(本田浩邦 本会事務局長、獨協大学)

*** ニュースレターへの投稿をお待ちしています。九条関連の企画や取り組みの紹介、ご意見や論説、書評など、ぜひお気軽にお寄せ下さい。**

「九条の会」のアピールを広げる 科学者・研究者の会 (略称 九条科学者の会)

〒113-0034 東京都文京区湯島1-9-15

茶州ビル901 電話/FAX 03-3811-8320

ホームページ: <http://www.9-jo-kagaku.jp>

E-Mail: m-office@9-jo-kagaku.jp

郵便振替口座 番号 00100-3-500621

加入者名 九条科学者の会